第三十七条の四の次に次の一条を加える。

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の二　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額に〇・七五を乗じて得た額とする。

算式

$A \times 1.118$

算式の符号

A　前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額

第三十七条の五中「〇・九五八」を「〇・九四七」に改める。

第三十七条の六中「第六百九十九条の三十二第一項」を「第百四十三条第一項」に、「第六百九十九条の三十二第二項」を「同条第二項」に、「前年度中に自動車取得税交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第三条に規定する自動車取得税減収補てん臨時交付金として当該指定都市に」を「自動車取得税交付金の」を「自動車取得税交付金及び自動車取得税減収補てん臨時交付金の」に、「1.0065」を「0.7233」に、「前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に」を「前年度中に自動車取得税交付金及び自動車取得税減収補てん臨時交付金として当該市町村に」に改める。

第三十八条中「合算額に」の下に「、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第四条の規定によつて交付された軽油引取税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に」を加える。

第四十条を削り、第三十九条第一号中「一・〇〇三」を「一・〇四五」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第五条の規定によつて交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に〇・六三〇を乗じて得た額

二　改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第五条の規定によつて交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に〇・六二六を乗じて得た額

第四十条の二中「一・〇二一」を「一・〇二六」に改める。

第四十条の三中「〇・九七五」を「〇・九一一」に改める。

第四十条の四中「一・〇一七」を「一・〇五九」に改める。

第四十二条中「第六条の十二」を「第六条の十三」に、「第6条の12」を「第6条の13」に改め、「関西学研法第11条及び」を削り、「0.0105とし」の下に「、関西学研法第11条」を加える。

第四十三条中「関西学研法第11条及び」を削り、「0.0105とし」の下に「、関西学研法第11条」を加える。

第四十七条第二項中「52,356」を「49,505」に、「2.618」を「2.475」に、「314,136」を「297,030」に改め、同条第四項中「1,910」を「2,020」に改め、「C_9=0.062」を削り、「0.154」を「0.062」に、「0.095」を「0.094」に、「0.093」を「0.092」に、「0.095」を「0.094」に、「0.090」を「0.089」に、「C_{15}=0.098」を「C_{15}=0.096」に、「C_{16}=0.098」を「C_{16}=0.097」に、「0.020」を「0.103」に改め、同項算式の符号 C_{19} を次のように改める。

C_{19}=0.018

第四十九条第三項第三号中「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に、「被生活保護者の実数」を「被生活保護者等の実数」に、「被生活保護者のうち」を「被生活保護者等のうち」に、「生活扶助を受けた者」を「生活扶助等を受けた者」に、「市町村立等病院事業債許可額」を「市町村立大学附属病院事業債許可額」を「市町村立大学附属病院事業債同意等額、病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示病床数」に改め、同項第四号中「、当該新市町村の土地価格比率の算定に用いる土地決定価格総額及び土地評価総地積を算定初年度においては分別し」及び「「道路橋りよう費」に係る投資補正Ⅱ係数は、当該新市町村の人口集中地区人口を前項第一号の規定に準じて合併関係市町村ごとに分別又はあん分し、当該新市町村の地方団体等の管理に係る改良済道路の延長を同項第三号の規定に準じて合併関係市町村ごとに分別又はあん分し、当該新市町村の交通事故件数を合併関係市町村の合併の日の属する年の前年の交通事故件数であん分して算定するものとし」を削り、「土地評価総地積を算定初年度においては分別し、算定初年度の次年度以降においては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれあん分して算定するものとし」の下に「「下水道費」に係る投資補正係数は、当該新市町村の有収水量、超過算定対象資本費及び使用料等を分別して算定するものとし」を加え、「〇・八九五五」を「〇・八四七二」に、「当該新市町村の島しよ人口を合併関係市町村ごとに分別して」を「当該合併関係市町村ごとの島しよ人口を用いて」に、「、普通態容補正係数及び寒冷補正係数」を「及び普通態容補正係数」に改める。

第五十条第一項第七号の四の次に次の一号を加える。

七の四の二　地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を、合併関係市町村ごとの算定前年度の基準額によつてあん分した額とする。

第五十条第一項第九号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

附則第三条第四項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第五項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・二」を「〇・一」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「昭和五十一年度補正予算債、昭和五十二年度補正予算債、」を削り、「及び平成十九年度補正予算債」を「、平成十九年度補正予算債及び平成二十年度補正予算債」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「0.175」を「0.186」に改め、同条第二項中「〇・一七五」を「〇・一七〇」に、「〇・三四五」を「〇・三三一」に、「〇・〇三八」を「〇・〇四〇」に改める。

附則第六条の二中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「(B－A)」を「(B－A)×2」に、「A　改正前の省令」を「A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第八十九号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十年改正前の省令」という。）」に、「仮定して改正前の省令」を「仮定して平成二十年改正前の省令」に改める。

附則第九条及び附則第九条の二中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「3,125,000」を「3,100,000」に、「3.9」を「3.6」に、「平成20年版」を「平成21年版」に、「平成14年度から平成17年度まで」を「平成15年度から平成18年度まで」に改める。

附則第十条の四の見出し中「平成五年」を「平成六年」に改め、同条中「平成五年」を「平成六年」に、「平成4年」を「平成6年」に、「平成9年4月1日」を「平成10年4月1日」に、「平成7年4月1日から平成9年3月31日まで」を「平成8年4月1日から平成10年3月31日まで」に、「平成5年4月1日から平成7年3月31日まで」を「平成6年4月1日から平成8年3月31日まで」に改める。

附則第十一条第一項中「〇・九〇八」を「一・〇六三」に改める。

第十一条の二　平成二十一年度に限り、前条第一項の規定にかかわらず、岡山県及び岡山県の区域内の市町村に係る交通安全対策特別交付金の交付基準額は、前年度交付額に、岡山県にあつては〇・七八八を、岡山市にあつては二・三六〇を、岡山市以外の市にあつては一・〇八六を、町村にあつては〇・九四二を乗じて得た額とする。

附則第十二条の二第一項中「88,000円」を「87,600円」に改め、同条第二項中「0.998」を「0.990」に、「1,025」を「0.982」に、「1,043」を「0.990」に改め、同項算式の符号を次のように改める。